

★ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第五十三号）（審査指導課）

一 改正の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 広島県会計規則
- 2 広島県税事務取扱規則
- 3 広島県特定非営利活動促進法施行細則

二 施行期日

令和元年十二月二十三日